

# 鳥取県診療放射線技師会 Web会議等に係る運用内規

## (目的)

第1条 この内規は、鳥取県診療放射線技師会員の会議、研究会、研修会等（以下会議）をオンラインにより開催することを目的とする。

## (アカウント)

第2条 鳥取県診療放射線技師会（以下本会）は、zoomアカウントを保持して、「鳥取県診療放射線技師会」と称する。

2 アカウントの開始年月日は、2020年8月1日とする。

## (アカウント管理者)

第3条 アカウント管理者は本会の理事とし、理事会の承認に基づき指名する。

## (運用方法)

第4条 第1条の目的を達成するために次の要領で行う。

- (1) 本会会員が使用申請を行うことともに、会議ホストは、本会会員であること。
- (2) アカウントの使用を希望する者は、倫理に反しない使用であることを会議関係者と確認のうえ、本会ホームページからWeb申請を行うこと。
- (3) アカウント管理者は、アカウント管理を行うとともに、申請者に会議URLを通知する。また、本会ホームページのGoogle カレンダーへ会議の日程を記載する。なお、申請に倫理的な疑義が生じた場合は、会長及び副会長と協議のうえ、判断する。

## (運営費)

第5条 この事業にかかる費用は、本会より支出する。

## (記録・報告)

第6条 アカウント使用の記録は、管理者が保管するものとし、年度半期毎に使用実績を理事会に報告する。

## (内規の改廃)

第7条 この内規は、理事会の議決により改廃することができる。

## (委任)

第8条 この内規に定めのない事項については、理事会で協議のうえ決定する。

付則 この内規は、2020年8月1日より施行する。

付則 この内規は、2021年7月6日より施行する。